

松浦市の健全化判断比率及び資金不足比率

■平成 22 年度決算に基づく健全化判断比率等について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき算定した、平成 22 年度決算に基づく健全化判断比率等をお知らせします。

※ 注）健全化判断比率等については、平成 23 年 9 月 30 日現在の数値です。

1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年 6 月制定）により、一般会計等における「健全化判断比率」及び公営企業会計における「資金不足比率」を算定することが義務付けられました。
- 健全化判断比率においては、いずれかが早期健全化基準以上となった場合、財政健全化計画の策定等が必要となり、財政再生基準以上となった場合には、財政再生計画の策定等が必要です。

また、資金不足比率についても、経営健全化基準以上となった場合は、経営健全化計画の策定等が必要です。

2 健全化判断比率について（4 つの指標）

① 実質赤字比率

実質赤字比率	＝	一般会計等の実質赤字額
		標準財政規模

※一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する割合を示す指標

※一般会計等（松浦市の場合）

一般会計、青島診療所事業特別会計

鉦害復旧灌漑用水施設維持管理事業特別会計

※標準財政規模：

地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示す指標で、標準税収入額等（市税や譲与税等）に普通交付税と臨時財政対策債発行可能額を加えたもの

② 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率	＝	連結実質赤字額
		標準財政規模

※全会計の連結実質赤字額の標準財政規模に対する割合

③ 実質公債費比率

実質公債費比率	＝	(地方債の元利償還金＋準元利償還金)－ (特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)
		標準財政規模－(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

※地方債の元利償還金等（公債費相当額）に充当された一般財源の標準財政規模に対する割合で、3カ年の平均値

※準元利償還金：元利償還金に準じるもので、公営企業債（水道・下水道事業など）の償還のため、公営企業会計が一般会計等から繰入れた繰入金や、債務負担行為に係る支出など

※基準財政需要額算入額：元利償還金等のうち普通交付税に算入された額

④ 将来負担比率

将来負担比率	＝	将来負担額－(充当可能基金額＋充当可能特定財源見込額 ＋地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額)
		標準財政規模－(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

※一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合

※将来負担額：地方債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等の残高のうち一般会計等からの繰入見込額、一部事務組合等に対する公債費負担見込額、退職手当負担見込額、第三セクターの負債額等負担見込額

3 健全化判断比率の状況

●健全化判断比率

指 標	松 浦 市	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	—	13.28%	20.00%
連結実質赤字比率	—	18.28%	35.00%
実 質 公 債 費 比 率	14.5%	25.0%	35.0%
将 来 負 担 比 率	112.9%	350.0%	—

注 実質赤字比率、連結実質赤字比率は黒字であるため、「—」で表示しています。

注 将来負担比率には財政再生基準はありません。

4 資金不足比率について

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

※公営企業毎の資金不足額の事業規模に対する割合

5 資金不足比率の状況

●資金不足比率

会 計 名 称	松 浦 市	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0%
工業用水道事業会計	—	20.0%
交通事業会計	—	20.0%
下水道事業会計	—	20.0%
診療所事業会計	—	20.0%
簡易水道事業特別会計	—	20.0%
松浦魚市場特別会計	—	20.0%
下水道事業特別会計	—	20.0%
臨海土地造成事業特別会計	—	20.0%
工業団地造成事業特別会計	—	20.0%

注 資金不足が生じていない会計は「—」で表示しています。

6 各指標の推移

●健全化判断比率（単位：％）

指 標	19 決算	20 決算	21 決算	22 決算	増減(22-21)
実 質 赤 字 比 率	—	—	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—
実 質 公 債 費 比 率	19.7	18.9	17.3	14.5	△2.8
将 来 負 担 比 率	148.3	158.3	150.8	112.9	△37.9

●資金不足比率（単位：％）

会 計 名 称	19 決算	20 決算	21 決算	22 決算	増減 (22-21)
水道事業会計	—	—	—	—	—
工業用水道事業会計	—	—	—	—	—
交通事業会計	—	—	—	—	—
下水道事業会計	—	—	—	—	—
病院事業会計	93.7	—			—
診療所事業会計			—	—	—
簡易水道事業特別会計	—	—	—	—	—
松浦魚市場特別会計	—	—	—	—	—
下水道事業特別会計	—	—	—	—	—
臨海土地造成事業特別会計	—	—	—	—	—
工業団地造成事業特別会計		—	—	—	—

7 各指標から見る松浦市の財政状況

算定の結果、各指標とも早期健全化基準及び財政再生基準を下回っており、財政健全化法上は、健全であるという結果となりました。

平成22年度決算においては、実質公債費比率及び将来負担比率ともに改善（減少）しました。これは、平成18年度から21年度まで実施してきた地方債の繰上償還により元利償還金及び地方債残高が減少したことと、国の政策により標準財政規模（普通交付税と臨時財政対策債発行可能額）が増加したことによるものです。

ただし、両指標とも改善したものの、他団体と比較した場合、依然として高い水準に位置していることに変わりありませんので、現在策定している「松浦市財政健全化計画（平成19年度～23年度）」を遵守し、今後も引き続き公債費の抑制を図り、率の動向を注視しながら財政の健全化に取り組んでまいります。

健全化判断比率及び資金不足比率算定対象会計等

(松浦市)	一般会計		(一般会計等) 通会計	公営事業会計	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率※	
	青島診療所事業特別会計									
	鉱害復旧灌漑用水施設維持管理事業特別会計									
	国民健康保険特別会計									
	老人保健特別会計									
	後期高齢者医療特別会計									
	介護保険特別会計(保険事業勘定)									
	介護保険特別会計(サービス事業勘定)									
	福島診療所事業特別会計									
	鷹島診療所事業特別会計									
	特別会計	うち公営企業会計	簡易水道事業特別会計							
			松浦魚市場特別会計							
			下水道事業特別会計							
			臨海土地造成事業特別会計							
			工業団地造成事業特別会計							
		法適用企業	水道事業会計							
			工業用水道事業会計							
			交通事業会計							
			診療所事業会計							
			下水道事業会計							

※資金不足比率については公営企業会計ごとに算定

(一部事務組合・広域連合)

松浦地区火葬場組合
北松北部環境組合
長崎市市町村総合事務組合
長崎県後期高齢者医療広域連合

(地方公社・第三セクター等)

社団法人 長崎県林業公社
